慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国民主政治ノ障碍
Sub Title	
Author	村上, 一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1911
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.5, No.4 (1911. 10) ,p.513(165)- 525(177)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19111020-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

雜　錄

英國民主政治ノ障碍

村上一郎

本篇は『政治學季刊』に於て公にせられたるポリット氏の論文を抄譯せるものなり

第十五世紀の初葉より一八三二年選擧法改正に至る約三百年間に於て當初民主的なりし英國議員選擧法は國王並に貴族の爲め著しく變更せられ遂に複數投票議員無歳費、大學代表及び選擧費用の被選擧者負擔なる四大變態を生ずるに至れり、而して此等の變態の今日に至るも猶撤廢せられざる所以は職として、斯る制度が民主的下院に對する障碍なるを以て上下兩院に於ける保守黨「ホウイッグ」黨により極力辯護せられたるに由る也、然れども一九〇五年末に至り「カムベル、バンナーマン」內閣成るに及び一八八六年自由黨內訌以來殆んど自由黨を支配し來れる「ホウイッグ」黨の勢力漸次に衰へ亦自由黨內閣を左右掣肘するの力なきに至れり、蓋し此時に至り「ホウイッグ」黨は漸次、其政策に、其傳統に保守黨と選ぶなきに至りたれば也、而して茲に新に「ホウイッグ」黨の掣肘を免れ得たる自由黨內閣が此等四大變態の改正に着手したること又怪むを須ゐざる也、吾人はこの研究に於て財產資格に由る複數投票大學代表制及び、大學代表制度に對する自由黨の態度を論ぜんとす。

(一)財產資格に依る複數投票

現今、議員選擧資格は十七種存するが、其何れに由るを不問、一人一選擧區にて一票以上投票することを得ず、然るに區內に住居せざる投票人は郡部に於て特殊の權利を行使することゝなり一四三〇年の『四十志不動產所有者條例』に明記せられたる居住の資格は無視せられ、選擧人は屢々其居住せざる地方に於て士爵議員を選擧

せり、斯る弊風の何れの頃より始りしや定かならずと雖も既に第十五世紀の後半より行はれ、當時の官文書に徴するに「チヤールス」第二世の時代に既に居住せざる選擧者の「郡部」の選擧に投票せし數、今日に比し敢て下らざるが如し、然して「アン」女王の時に至りては一定額の不動産を所有するの一事が唯一の選擧資格たるに至れり、斯く「居住」の資格、選擧吏員に無視せらるゝに及で必然來るべきは選擧權を得んが爲めの不動産所有權の設定—"Faggot votes"—にして「チヤールス」第一世の時に既に行はれたるも之に益々甚しきを加へたり、斯くて一八三二年第一選擧法改正案提出の當時に於ける、議員選擧資格の數實に八十五種の多きに上り其内少くも七十種は一四三〇年の『四十志不動産所有者條例』の曲解に基けるものなりと傳へられたり。

第十八世紀を通じ、一八三二年選擧法改正に至る迄、此の不動産所有權に依る選擧資格は今日と異なれる、特殊の價値を有したり、即ち第十八世紀に入り、工業勃興し、英蘭の中部、北部に新都邑建設せらるゝや此等新興の都邑は一八三二年に至る迄、議員選出權を有せざりしかば此等都邑に於ける選擧人は只不動産所有者(ナイト)あるのみにして、彼等郡部に於て、士爵を選擧したり而して、一八三二年に至り、第一選擧法改正案の提出せらるゝや其目的は此等の都邑及市に於ける不動産所有者の選擧權を廢止し市邑部居住不動産所有者が郡部に於て士爵を選出するの權を剝奪し、之に對し都邑に居住せる、不動産所有者は郡部に於て投票權を有すと爲さんとするにありたり、而して該案提出以前、複數投票の制度に對する批難絶無と云ふを得ざりしも、提出當時にありて此制度に對する攻擊は存せざりしは事實也。

此案に對し種々の反對、委員會に於て生じたる

が、保守黨は之を以て、農業上の利害に對し不公平にして、且農業干繫者の地位を薄弱ならしむるものなりとて、反對し「プレード」氏は都邑の不動産所有者をば市部選擧區に入れしめんとするの修正案を提出し『各選擧人は其所有財産の所在地にて投票せざるべからず郡部に於ける士爵は農業上の利害を代表するものなれば、その選擧は農業上の利害と緊切なる干繫を有せざる人々の爲めに左右せらるべきにあらず、反是都邑は當然商工業の利害を代表すべきものなれば都邑の選擧人をして相異なれる利害を有せる郡部に於て投票せしむる勿れ』と論せり、「ラッセル」氏は此修正に反對し『斯る修正は農業上の利害と商工業上の利害とを相一致せしめんとする、行政の第一要義に反せるものにして且市部選擧人の腐敗墮落を招くもの也』と述べたるが「ピール」氏「ズグデン」氏は此修正に贊成し就中「ズグデン」氏は選擧法改正案の本規定は郡部の選擧をして全く都邑民の手中に陷らしめ農業上、利害の無視せらるゝ虞あるものなるを以て本修正は必要なりと論せり、されど「プレード」氏の修正案は遂に否決せられたり。

一八三二年選擧法改正は斯くして成れり、されば一八三二年より一八六七年に至る間、都邑の不動産所有者が郡部の選擧を左右するにつき不平に堪へざりしは、保守黨にして、自由、急進勞働の諸黨の之に反對し始めたるは一八八五年以後の事に屬せり、故に一八五九年提出せられたる選擧法改正案が、斯る保守黨の抱ける不平を根抵としたることを怪むを要せず「チスレリー」は該案を説明して『選擧人が自己の居住の地にて選擧權を行使すべきものたる疑を容れず』と云へり以て知るべき也。

一八五九年の改正案は否決せられたるが、一八六九年に至り「チスレリー」氏は再ビ選擧法改正案を提出せり、されど下院にして自由「ホウサ

ッグ」兩黨多數を占めたれど不動產所有者に關しては何等爲すなくして終れり。

一八八四年「グラッド、ストーン」氏の選擧法改正案を提出するや政府は當初より、都邑不動產所有者問題に手を觸れざるの意思を有せることを明言したるが、第一讀會に於て早くも該問題に關する論戰生じ次で委員會に於て保守黨は郡部に於て都邑不動產所有者が選擧を爲すを攻擊したり、自由黨にありても「マックラレン」一派の複數投票廢止論者あり「一人一票」の主義を主張し、此主義に基ける選擧法改正の修正案を提出せり「グラッドストーン」氏の之を肯せざるや分院採決を迫りしも、二百七十八名の出席者中彼に贊したるもの僅かに四十三名にて破られ了んぬ、されど、自由黨の複數投票制度に對する反對の第一矢は茲に放たれたる也。

一八九二年に至り、自由黨の複數投票制度に對する第二矢放たれたり、當時自由黨野に在り、選擧法改正法案は「ショウ、レヘベル」により「ハーコート」「トンベリアン」「スタンフイルド」「ブローダースト」「ダベイ」及「アスクヰス」贊同の下に提出せられたるが遂に否決せられたり、されど自由黨の領袖等をして「一人一票」の主義を是認せしめたり。

一八九二年より、一八九五年に至る間自由黨多數を占めしも、此「一人一票」の主義を付きては何等企圖せらるゝ處なく、只僅かに一八九二年後に至り、二回複數投票攻擊の行はれしのみにて一九〇六年に至れり、此歲自由黨內閣は政府案として複數投票廢止法案を議會に提出したり當時自由黨は八十二名を有せる國民黨を加算せずして、二百七十一名を擁したれば、保守黨は各讀會每に反對を試みたれども遂に第三讀會に於て三百三十三票對百四票の多數を以て破られ法案は上院に送附されたるが保守黨が多數を占

むる上院は百四十三票に對する四十三票の大多數を以て之を否決し去れり、蓋し一八八六年自由黨內訌以來複數投票の制度は常に保守黨の利用せる所、其民主的下院に對する障碍たるの一事は上院の一九〇六年の法案を廢棄せる所以たる也。

現今、英國に於ける複數投票權者の數は定かならず、一九〇九年秋の選擧に於ては六十萬八千二百七十八の財產資格に因る複數投票者及び四萬八千百五十八の大學複數投票者ありたりと報告せられたるが、要するに五十萬人に下らざるべく、其約八割は保守黨也と稱せらる。

（二）大學代表制度

牛津市及び劍橋自治邑は既に「エドワード」一世の時よりして議員選出權を有し來れるが兩大學干擊者は稀に自由民たるの資格に於て選擧に關係したれども、大體よりすれば、殆んど選擧に關係せざりし也、一五七〇年より「エリザベス」女王の時に至る迄に既に兩大學議員選擧權に關する請願六件以上提出せられたるが、遂に一六〇三年「ヂエームス」一世の時に至り允許せられたり、而して當時兩大學に與へられたる憲章は大學代表制度辨護論者に好論據を與ふるもの、其辭句は屢々引用せられ頗る興味に富めるが、今劍橋に與へられたる憲章を見るに『本大學の各學院は各々多くの局地的法令及律令を有し、此等は從來議會の法令、律令と相交渉する所ありしが、最近に至りては益々頻繁に相交渉する所に至りたれば、本大學が議會に其選出議員を送るは至當にして且必要なる事なるべし、斯くて議會は此等に關する法令律令を彼等の注意指導の下に正當且公平に制定するを得るなるべし』と記し、更に其選出せらるべき議員に就きては大學、總長、大學院卒業生、大學卒業生費用を支辨し以て『當時大學に於ける最も聰慧且才能ある人二名』を選出すべしと定めたり。

大學選出議員は選擧區より日當の支給を受けたりやと云ふに、議員日當支給の風は一般に「ヘンリー」第八世の頃よりして既に稍廢れ居たるが、劍橋大學は其憲章中に於て、其選出議員に日當を給すべき條件を承諾し、其負擔は當時の市郡と異なり日當の支給は此を選擧者に嫁せしめずして大學の負擔に歸せり、雖然此風は一六二八年に至りては兩大學共に之を廢止せるものゝ如し一六〇三年より一八三二年に至る、大學代表制度の歷史は頗る興味に乏しく唯、其選出議員に二三著名の人士ありたると「トリー」黨の爲めに大に力を致したる以外に特に注目に價すべきものを見ず當時、議員は常に無競爭にて當選し、大學副總長、選擧吏員の任に該り、選擧人も今日と同じく、牛津の「セネート」、劍橋の「コンボケーション」の一員にして、其授票權の行使には「バチユラー、オブ、アーツ」又は「マスター、オブ、アーツ」の學位を有せるもの一定の年金又は一時金を收めてその名を名簿に登錄せられざるべからず、當時大學選擧人の尠少なりしは職として此最後の規定に由れるものにして交通機關の不備の爲めのみにはあらざりし也、貴族並に僧正は前揭の資格を具備するも選擧權を有せざる他の一般下院議員に於けると毫も異なるなし大學選出議員選擧投票は所謂無記名投票にして投票者の何人なるやを知らるゝことなし反之當時、他の選擧區にありては記名投票なりしかば大學の制度に對し批難の聲囂しかりしが、一八七四年の改正を以て凡て無記名投票となせり。

大學選出議員は又特殊の特權を享有せり卽ち院內にありては、他の議員と異なるなきも、選擧資格に關しては財產資格の存せし當時（一七一〇年—一八五八年）土地又は財產を所有するを要せざるの特權を有し、又其選擧費用は議員之を負擔せざるの慣例にして、假令之を負擔するも極めて小額也、卽ち一九〇〇年、牛津大學に

ありては何等議員に賦課せらるゝなく又劍橋にありては一六〇三年の憲章中の規定は斯く迄も嚴守せられざるも其賦課額たるや極めて小額にして、總計五十三磅（管理者手數料、印刷費、公開演說費等を含む）に過ぎざりき。

一六〇三年の憲章により各大學は其團體に屬するものよりして議員を選出すべきものと定められ、現今、英蘇愛諸大學合せて九名の議員を選出せるが何れも他の選擧區と異なり、其團體に屬せざるものより選出することなし。

一七〇七年英蘇合併行はるゝや蘇格蘭議會には大學代表の制度存せざりしを以て大學選出議員の數に增加を見ざりしが、一八〇一年、愛蘭の兼併せらるゝや「ダブリン」大學は一六一三年以來、二名の議員を愛蘭議會に選出し居たるが一名に減せられ、其選出を允されたり、而して其選擧權選擧方法等は殆んど劍、牛兩大學と同じかりき、然れども一八三二年に至り再び二名を選出するの權を回復したり。

一八三二年選擧法改正の論戰始めて起るや、當時、大學代表制度は未だ輿論の攻擊する處とならざりしのみか、却つて「グレイ」內閣は愛蘭に施行すべき選擧法改正案に於て「ダブリン」大學選出議員を二名に復舊せしめんとせり、大藏總裁「アルソルプ」卿は此案に對し「ヲーコンネル」氏が『是れ羅馬加特力派を排斥するものなり』と難ずるや、『劍、牛二大學現在の選擧制度は英國々敎會の利益を擁護するの手段として維持せらるべきものなり、而して此趣旨を敷衍して愛蘭に行ふべきなり、此れ愛蘭に於て選擧人を新敎徒なる大學出身者に限りたる所以也』と駁せり見るべし、大學代表制度辯護の論據一六〇三年の夫に比し著しく異なれるを。

上院に於ては此より先「ハルヂントン」伯は「エヂンバラー」「グラスゴー」兩大學に議員選出權を與ふべしと動議し「ローズベリー」卿之に贊し

たり、次で下院に於て、蘇格蘭に施行せらるべき選擧法改正の議事に際し、蘇國選出議員「マーレイ」「ワアーレンダー」の二氏も亦蘇國大學に議員選出權を與へられたしとの希望を陳述せり、之に對し急進黨の名士「ワープートン」氏は大學代表制度を批難攻擊せり、是れ大學代表制度の批難か第一たり、雖然「グレイ」內閣は唯、此問題を議したるに止り何等實際上企圖する處なかりしかば一八六七年に至る迄蘇國大學議員選出權問題は何等解決せらるゝ所なかりき。

一八五〇年より一八六七年に至る間、二三の改正案提出せられたれども何れも成立せず、而して一八五四年提出せられたる「ラッセル」改正法案以後、保守黨「ホウヰッグ」黨及自由黨何れも倫敦大學及蘇國大學に選擧權を與ふるを是認したれども一方一八三二年來「ワープートン」氏を首領に戴ける大學代表制度反對運動熾んにして遂に一八六七年、選擧法改正法案の提出せらるゝや反對は益々加れり、中改正法案は始めは獨り倫敦大學に議員選出權を與へんとしたるものなるが委員會に於て、一八三二年設立に係る「ダーラム」大學を之に加ふ兩大學合せて一名の選出權を與ふべしとの修正案政府より提出せられ論爭は一に此修正案に懸れり。

該修正案は二條より成り、其一半は此等二大學の位置の隔絶、卒業生數の差異の大(二百人と二千人)倫敦大學の進歩的なるに反し「ダラム」大學は停滯的なりとの反對論勝を占め、分院採決にて破られ次で、其一半の議事に於て「ブライト」氏は大學代表制度たるや固と賞讃すべきものにあらざれども、既に他の大學にして此權を有すとせば倫敦大學にも之を與へざるの理なしと論じたるが「ヲスボルン」氏は更に一歩を進め吾人は今日既に大學選出議員の過剩に苦めり、余輩は此等倫敦「ダラム」兩大學に與へらるべき議席は正に五十萬の人口を擁し然も僅かに二人

の議員を出せるに過ぎざる「リバープル」市に與ふべしと論せり、之に對し「ヂスレリー」卿は大學代表制度を辯護して『大學は教育あり且知識ある人士に選擧權を與ふるものなれば、下院に教育ある分子を注入すべく、然して此事たる頗る欣しきことたり蓋し我下院たるや決して單に物質上の利害のみを代表すべきものにあらざれば也』と論じたるが此論は爾後、屢々大學代表制度左擔者の引用する所となれり、斯く賛否各々論戰に努力せる中、偶々「ダラム」大學の卒業生が、同大學「コンボケーション」の一員たるに際し宗教上の宣誓を要求せらるゝ事實公にせらるゝや「ダラム」市選出議員「モーブレク」氏は極力此廢止を誓ひたれども此一事は「ダラム」大學議員選出問題に致命傷を與へ唯り倫敦大學のみ可決せられたり。

英蘭大學議員選出問題は斯くして解決を見たり次で必然來るべきは蘇國大學議員選出問題也、五月十三日蘇國選擧法改正法案第一讀會行はれたるが、該案たる蘇國選出議員七名を增加し其內二名は「エヂンバラー」「聖アンドリウス」兩大學合せて一名「ダラースゴ」「アバディン」兩大學合せて一名の選出數を與へんとするもの也、此案に對し蘇國選出自由黨所屬なる「バックスター」氏獨り大學代表制度を批難し此制度は其過去の實驗に徵し到底辯護し得ずと論じたるは注目すべし然れども此案は可決せられ、一八六七年の選擧法改正法案は英蘇兩國を通じ、大學選出議員三名を增し、一八三二年よりして六名なりしもの、九名となれり。

一八八四年の選擧法改正案は大學代表制度に手を染めざりしが、大學代表制度に對する反對の氣運は益々助成せられ、此が批難の聲二回迄も下院に放たれたるが、一九〇六年に至り、八大學選出議員を極端に減じ以て此等の選出權の剝奪を企圖せる複數投票法案提出せらるゝや上院

の否決により纔に之を免れ得て、大學代表制度は存置せられたり。

第十八、九世紀を通じ最近一九〇〇年に至る間劔橋、牛津「ダブリン」の諸大學は全然、自由黨又は「ホウヰッグ」黨に屬するものを選出せざりき而して一八六七年を以て議員選出權を與へられたる諸大學は斯く迄も保守的ならずして、自由黨に屬する人士にして選出せられたるもの少からざりしが一八八六年に至るや全然保守的となり爾後一名の自由黨員をすら選出せず、斯かる變化の大學代表制度に對する反對の氣運を助成したるや疑を容れずして此の大學代表制度たる將に他の資格に因る複數投票と等しく、民主的下院に對する障碍として上院の權限制限にして實現せられんには、自由黨内閣が第一に廢止を企圖すべきもの也。

(三)大學代表制度に對する自由黨の態度

大學代表制度に對する最初の組織ある攻擊は一八八五年議席再分配法案の議事中に爲され、此時を以て議會は始めて此が可否を分院採決に附したり、當時一八六七年を以て議員選出權を得たる諸大學は未だ保守に傾かざりしは忘るべからず。

一八八五年の法案提出に際し「グラッド・ストン」氏は上院の掣肘と一八八四年の衝突とに鑑み該法案に於ては全然大學代表制度廢止運動に反對の態度を取り、且豫め兩院各政黨首領に圖る所あり以て衝突なからしめんとせり。

然るに「ブライス」氏は、大學をば選擧制度より除くべしとの修正案を提出せり、今彼の論據を窺ふに、氏は大學代表制度を以て民主政治の變態なりと做すにあらずして斯かる制度の存置は大學自身の不利益なりと云ふにあり卽ち斯る制度は偶々以て大學を、教育と何等關係なき黨爭の渦中に投せしむるに至るべく、又其選出議員

たるや眞箇大學を代表せるものにあらずして只僅に處々に散在せる人士を抱括代表するに過ぎず、且又選擧資格として一定の年金を收めしむるの一事は選擧者をば富有なる階級卽ち學術に忠實ならざる者に止らしめ、從つて大學は知識ある代議士を選出すると云へる辯護論の謂れなき事等を喝破せり、之れに對し政府側の答辯は頗る曖昧にして、本法案提出者なる地方局總裁「チャーレス、ヂルク」氏は大學代表制度の廢止せらるべきものたる余も亦同感にして、複數投票廢止すら希望するものなるが、本案は既に上下兩院各黨の交讓の結果になりしものなれば「ブライス」氏の修正を採用する能はずと辯明せり、而して首相「グラッドストン」氏も『斯る一般的質問卽ち大學代表制度の可否如何の如き問題は最も愼重熟慮を要するもの、輕々に答辯する能はず又吾人の取らんとする方針すら暗示するを得ず』と云へり、見るべし當時の政府の態度此一言に躍如たるにあらずや、此修正案に關する論議は三月六日より十日に亘りたるが、十日委員會に於て國民黨なる「ヒーレイ」氏は今や我國に於ける民主的傾向は滔々として加りつゝあり、此傾向の可否如何は敢て問ふの要なし、唯、今にして大學代表制度廢止を斷せずんば他日悔ゆるの日あるべしと論じたるに對し「ダブリン」大學選出議員「ギブソン」氏は『議會六百七十の議員中、大學代表議員は僅々九名に過ぎざるにあらずや、我等果して何をか爲し得ん乎』と答へ又保守黨なる「ノースコート」氏は獨り此制度を辯護し『此制度の效果たるや、假令大ならずとするも多數者の輕擧を抑制する爲め必要なり』と論ぜり、而して此修正案は遂に分院採決の結果、二六〇對七九を以て否決せられたり。

一八八六年より一八九二年に至る間自由黨は野に在り、一八九二年「ショウ、レヘベル」氏首唱の下に一の改正法案提出せられ空しく第二讀會

に於て大多數を多て否決せられたるが、此案の提出せられたる際に於ける保守黨の態度は最も興味あるものなり、當時大藏總裁なりし「ゴッシェン」氏は斯る法案は大學代表制度の廢止を招くものにして之が廢止は我國の貴重なる代議士を選出せる選擧區廢止を意味するものなれば此に賛する能はずと論せり。

一九〇六年に至り、始めて大學代表制度の廢止を企圖する政府案「カムベル、バンナマン」内閣の「バーコート」氏により提出せられたるが、是れ一八九二年の案に倣へるもの、其目的は大學投票者たると否とを問はず一議員選出區以上に亘りて其選擧權を行使せざらしめんとするもの也、在野黨首領「バルフォアー」氏極力之に反對し斯かる法案は大學をして議席を失はしむるものなりとし「ケープ」氏は委員會に於て一の修正案を提出し此法案中よりして、大學選擧權者を除外せんとし『斯る新制度は我選擧制度中、教育を以て資格とせる唯一の制度を失はしむるもの也』とて之が存置の必要を論じ、又牛津大學選出議員「アンソン」氏は『大學代表制度の我國民主政治の一變態なるは余輩之を知ると雖も、由來英國憲法は變態に充ち滿つにあらず』やと唱へ「グラスゴー」「アバディン」大學選出議員「クレイク」氏は蘇國にありては大學選出議員は各自教育、高等職業の利害を代表せるの自覺を有せりと述べ、倫敦大學選出議員「マグヌス」氏は倫敦大學にては卒業生の「バチエラー、オブ、アーツ」たると「マスター、オブ、アーツ」たるとを問はず、單に僅かに一年五志の年金又は一磅の一時金により選擧權を得るもの最も民主的制度なりと自讃し「バルフォアー」氏は大學代表制度たるや過去に於ても將た現今にありても圓滑且良好に行はれつゝありと絶叫したるも遂に、三四七票對九二票を以て可決せられ上院に送附せられたり。

上院にありては第二讀會に於て「オルドウヰン」卿は啻に大學代表制度を辯護したるのみならず新興の「マンチエスター」「リード」の諸大學にも選出權を與ふべしと修正案を提出し「ランズダウン」卿又大學代表制度の存置の必要を說き、一四三票對四三票の大多數を以て一九〇六年の法案を否決し了れり。

斯くして上院の權限にして制限せられざる以上自由黨政府如何に焦慮努力するも、複數投票廢止の企圖の無効に歸すべきこと明かとなれり、されど、一九一〇年に於ける二回の總選擧の結果上院の權限制限實現せらるゝ有樣なれば昨年十二月を以て成立せる新議會後半の議事は一八九二年の改正法案の討議に費さるべきや疑を容れず。（終）

經濟學より觀たる結婚問題

高城仙次郎

余は本篇に於て人生の一大問題なる結婚を經濟學の立脚地より論せんと欲す。抑も夫婦は法律、習慣に從ひ同棲せる男女なるが、其同棲の第一階梯たる結婚は經濟學より之を觀れば其當事者の經濟行爲にして、從つて男子の結婚と女子の結婚とは自ら其目的及び現象を異にす。故に余は男子の結婚、其年齡、女子の結婚、其年齡等をば項を分かちて之を討究せん。

第一、男子の結婚

男子の結婚行爲は冷靜に之を考究すれば或る欲望を滿たさんが爲、一女子を占有なさんとするものなること、猶ほ防寒の用に供せんが爲、衣服を購入せんとなすに類す。男子の其配偶者に對する所有權は時、場所によりて一定ならず。